－今号の目次－

* 「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第１3報）」が発出される（厚生労働省） １

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第１3報）」が発出される（厚生労働省）**

令和4年2月15日、「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ＆Aについて（第13報）」が、都道府県・市町村保育主管部（局）宛てに発出されました。

これは、現在の状況を踏まえた政府の「基本的対処方針」の変更等を踏まえて、オミクロン株の特徴を踏まえた感染症対策等について追記等が行われたものです。

本会では、本ニュースNo.21-40、No.21-42で既報のとおり、保育三団体として、保育現場の状況と課題として、新型コロナに関しては「抗原検査キットの不足」「濃厚接触者の判断基準」「3回目のワクチン接種」「2歳児のマスク着用のリスク」などを、2月からの処遇改善に関しては「手続き時間の確保」「コールセンターに関する課題」などを、厚生労働省および内閣府に共有しており、今回のQ&Aはその内容も含めた追記となっています。

下記に注意が必要なQ&Aを抜粋します。今回は多くのQ&Aが追記されており、本ニュースに抜粋しているのは一部になります。全文は下記ホームページの「94」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問2 | 保育所等において感染してしまった子どもが出た場合、市区町村はまず何をすべきか。 | 〇（略）開所を続けるか一部又は全部の休園とするか、休園するとした場合の範囲や期間について、地域の感染状況や保育の提供状況等を踏まえ、施設の設置者にも状況を確認のうえ、市区町村として最終判断をするようにお願いします（施設の設置者のみの判断で休園を行うことは適切ではありません）。〇休園する場合でも、できる限り休園の範囲と期間を限定できるよう、都道府県の保健衛生部局等と連携の上、検討をお願いします。（後略） |

**→**　感染状況の拡大により、保育所等自らが休園の判断を行わざるを得なくなっている自治体も存在しますが、それは適切ではなく、市区町村として最終判断すべきことが明記されました。休園の範囲（開所を続けるか、一部または全部の休園とするか、休園の範囲や期間）についても、市区町村として最終判断すべき内容となります。

また、休園する場合であっても、休園の範囲と期間をできる限り限定できるよう検討すべきことが明記されました。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問4-1 | 保育士が濃厚接触者に特定されたことなどにより、保育士等が休まざるをえない状況になった場合に、どのような対応が考えられるか。 | 〇（略）新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、保育所等において保育士等が一時的に不足し、人員等の基準を満たすことが出来なくなるなどの場合は、（中略）利用児童の保育に可能な限り影響が生じない範囲で、人員、設備基準を柔軟に取り扱うことなどにより、可能な限り保育が提供されるよう対応をお願いします。（略）〇また、開所時間や休日の開所についても保護者との合意の下で短縮を図るなど、柔軟な運用も考えられます。（後略） |

**→**　保育士が休まざるを得なくなり、人員基準を満たせない場合でも、人員基準を柔軟に取り扱い、可能な限り保育が提供されるような対応が改めて明記されました。また、開所時間についても、保護者との同意のもと柔軟な運用も考えられることが明記されています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問4-3 | 保育所の臨時休園など業務がひっ迫している状況下で、本年２月からの保育士・幼稚園教諭等に対する３％程度（月額9,000円）の処遇改善に係る交付金の申請事務も滞っており、期限までに間に合わないが、令和３年度の国への交付申請について、市区町村はどのように対応したらよいか。 | 〇今般の保育士等の処遇改善（中略）の交付申請に当たっては、各保育所等において、３月までに実際に賃金改善を行っていただくことを補助要件としていますが、市区町村から国（内閣府）への交付申請については、管内の保育所等における処遇改善の実施見込みに基づき、概算による申請も可能です。〇市区町村において、保育所等が３月までに今回の処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市区町村で定めた期限までに補助金の申請がないことを理由として、補助の対象外とすることのないようお願いします。 |

**→**　前述のとおり、本会では、2月からの処遇改善について、コロナ対応により事務が滞るなかで手続きが進まない課題を厚生労働省および内閣府に共有しています。そうした内容も含めて、今回のQ&Aで追記されています。

今回の処遇改善は保育所等において3月までに実際に賃金改善を行うことが要件となります。一方で、市区町村から国への申請期限は2月21日となっていますが、申請については、実施見込みに基づき、概算による申請が可能であることが明記されています。つまり、2月21日の国への締切の段階では、国への賃金改善計画書の提出は必要ありません。市区町村から詳細な資料が求められている場合には、本Q&Aをもって市区町村にご確認ください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問8-1 | 臨時休園の際には、どのような代替保育の手段が考えられるか。また、令和４年２月８日に示された代替保育への財政支援も含め、どのような対象へ代替保育を提供すべきか。 | 〇まず、臨時休園をせざるを得ないとの判断となった場合でも、一部のみの休園とできないか、保育士等が不足している場合は可能な家庭に登園を控えていただくことで対応できないか（問4 1参照）など、できる限り当該園での保育が継続できるように検討をお願いします。（後略） |

**→**　令和4年2月8日に代替保育に関する事務連絡が発出されましたが、休園せざるを得ない場合でも、一部のみの休園とできないか等、できる限り当該園での保育が継続できるように検討すべきことが明記されています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問18 | 保育所等で子どもにマスクは着用させるべきか。また、保育士がマスクを着用するに当たって注意すべき点などはあるか。 | 〇（略）２歳以上の場合で、登園している子どもが保護者の希望などからマスクを着用している場合でも、正しくぴったりとマスクを着用することは子どもには難しいことも多いことから、常に正しく着用しているかどうかに注意を向けることよりも、マスク着用によって息苦しさを感じていないかどうか、嘔吐したり口の中に異物が入ったりしていないかなどの体調変化について十分に注意していただき、本人の調子が悪い場合や 持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理して着用させず、外すようにしてください。また、当然ながら、午睡の際にはマスクを外させるようにお願いします。（後略） |
| 問24 | 保育所等で子どもにマスクの着用を推奨することになった理由は何か。また、実際の運用に当たって、具体的にはどのようなことに留意すべきか。 | 〇（略）オミクロン株の感染拡大により、保育所等において、子どもや保育士等の職員の感染が広がっている中で、保育所等には開所を原則とするようお願いをしているなか、子どもや保育士等の感染をできる限り防ぐ観点から、様々な感染対策を一段強化することをお願いするものであり、子どものマスクの着用も、その一環として、無理のない範囲で、かつ、一時的な対応として、マスクの着用が可能と判断される子どもに奨めるようお願いするものです。〇幼児の発育状況等には個人差が大きいことから、マスクの着用が無理なく可能と判断される子どもに限り、可能な範囲で、マスクの着用を奨めることとしてください。〇「可能な範囲」は、その子どものことをよく知っている保育士等や保護者が判断することが基本となります。なお、保護者が着用させる意向であっても、現場でその子どものことを見ている保育士等が着用が難しいと判断する場合は、無理に着用を奨めないようにしてください。（略）（略）〇特に、保育所等の施設側の意向として、例えば一定年齢以上の子どもに一律にマスクの着用を求めることや、子どもやその保護者以外の第三者の指摘等により着用を促すことがないよう、子どもや保護者の意向に沿って着用を奨めることとし、決してその意向に反して着用を無理強いすることがないようにお願いします。 |

**→**　保育園でのマスク着用については、2月4日に開催された国の「新型コロナウイルス感染症対策分科会」において、2歳児以上のマスク着用を推奨することが議論されたのち、最終的には、政府の基本的対処方針において「発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推める」とされました。

今回のQ&Aでも、2歳以上の子どものマスク着用について、そうしたことが書かれるとともに、マスク着用による体調変化等に注意を向けるよう書かれています。また、マスクの着用は子どもや保護者の意向に沿って奨めるもので、第三者の指摘等により着用を促すことのないようにすることが書かれています。

また、そのほかにもマスク着用を奨めることが考えられる場面やその際に保育士等が留意すべき点などが書かれています。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問23 | 「保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事を自粛」とあるが、卒園式や入園式など中止や延期が困難なものも含めて中止・自粛をしなければならないのか。 | 〇保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではありません。感染が拡大している地域などでは、感染防止の観点から、日頃保護者等が参加している行事などへの保護者等の参加を見合わせる取扱いとすることや、オンライン配信等により参加・参観以外の方法で子どもたちの様子を知らせるような対応をとることなどが考えられます。（略） |

**→**　令和4年2月8日に発出された事務連絡「オミクロン株の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について」において、「大人数の行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応」が記載されれましたが、今回のQ&Aで、保護者が参加する行事を全て見合わせるという趣旨ではないことが明記されました。それぞれの地域の感染状況にあわせて、保育所等でこれまで行ってきた感染対策を行ったうえで、卒園式や入園式などを実施していくこととなります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問25 | ワクチンはオミクロン株にも有効なのか。また、接種を希望しても衛生担当部局が保育士を対象としていなかったり、そもそも業務の都合上、平日に接種することも困難であったりするが、どのようにすればよいか。 | （略）〇こうした中で、国としてもこれまで、事務連絡（※）において保育関係部署に対し、保育所等の職員の接種を進めるための働きかけをお願いするともに、当該事務連絡を各自治体の衛生担当部局にも連絡するなど、積極的な接種の促進をお願いしているところです。※令和４年２月７日付け事務連絡「保育所、放課後児童クラブ等の職員へのワクチン追加接種について」（略） |

**→**　前述のとおり、本会では、ワクチンの優先接種について、厚生労働省および内閣府に対し、自治体への強い働きかけを要望しています。国としても事務連絡を発出するなどしており、各地においても自治体に働きかけていただくことで優先接種が進むのではないかと考えられます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 問26 | 積極的な検査を行うこととされているが、具体的にはどのような場合に検査を受けるべきであるか。また検査キットが不足しているという報道もあるが、その場合はどのようにすればよいか。 | （略）〇（略）需給が安定するまでの間は、必要なところに確実に抗原定性検査キットが供給されるよう、優先度に応じた物流への協力を医薬品卸売業者やメーカーに依頼しているところです。保育所の職員等を含め、濃厚接触者で社会機能維持者である方の待機期間短縮のための検査については、行政検査を行う医療機関や地方自治体等に次いで優先供給の対象となることをお示ししています。（略） |

**→**　前述のとおり、本会では、抗原検査キットが入手できないことで待機解除ができず、保育士等が保育所等に復帰できない状況にあることを厚生労働省および内閣府に情報共有しています。今回のQ&Aにおいて、保育所等については、優先共有の対象となることが示されているとともに、国の「基本的対処方針」では、「医療機関や高齢者施設、保育所等において（中略）迅速に検査を実施できるよう、都道府県と連携しつつ抗原定性検査キット最大約780万回程度分を確保、配布しており、その適切な活用を図る」とされています。

詳細は下記ホームページの「94」をご確認ください。

■厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 子ども・子育て > 子ども・子育て支援 > 保育関係 > 保育所等における新型コロナウイルス対応関連情報

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09762.html>